

令和時代に 事業承継を考える

大企業時代!
アクタス税理士法人

7

「経営者保証に関するガイドライン」については、令和元年12月に『事業承継時に焦点を当てた「経営者保証」に関するガイドラインの特則』が公表された旨を、前回にお伝えしました。この特則は、ガイドラインを補充するものとして、主たる債務者、保証人及び対象債権者のそれぞれに対し、事業承継時に期待される具体的な取扱いを定めたものです。今回はその内容を

深掘りしてみます。
①対象債権者における対応
(金融機関等他に求められる対応)

②前経営者、後継者の双方との保証契約について

原則として前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者、

後継者の双方に十分説明し、理解を得ることとされます。単に単独代表から複数代表になったことや、代表権は後継者に移転したものの、株式の大半は前経営者が保有していることのみで二重徴求を求め

めることで事業承継が頓挫する可能性や、地域経済の持続的な発展、金融機関自身の経営基盤への影響などを考慮し、ガイドライン4項の(2)の要件の多くを満たしていない場合でも、総合的判断をし、

めることで事業承継が頓挫する可能性や、地域経済の持続的な発展、金融機関自身の経営基盤への影響などを考慮し、ガイドライン4項の(2)の要件の多くを満たしていない場合でも、総合的判断をし、

を考慮
(b)停止条件付保証契約等の代替的融資の活用
(c)改善に取り組み債務者について専門家支援をベースにした実現見通しを考慮
(d)「経営者保証コーデイナー」による確認を受けたい企業については、その確認結果を十分に踏まえる

関において経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることを踏まえて、保証契約の適切な見直しを検討することが求められます。
(2)主たる債務者及び保証人における対応(借入れ側に求められる対応)
主たる債務者及び保証人が経営者保証なしで事業承継を希望する場合には、まず、ガイドライン4項の(1)に掲げる経営状態であることが求められます。要件を満たさない場合には、事業承継に先立ち要件を充足するよう主体的に経営改善に取り組むことが必要とされます。

事業承継時に期待される具体的な取扱い

経営者保証に関するガイドラインの特則の詳細

ないよう、事業承継時に乗じた安易な保全強化を行わないようにする必要があります。

保証を求めなくてもよいかを真摯かつ柔軟に検討することとされます。判断の際には、次の点も踏まえて検討を行うことが記載されました。

③前経営者との保証契約
前経営者は第三者に該当する可能性があります。令和2年4月からの改正民法の施行により、第三者保証の利用が制限されることや、金融機

関において経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることを踏まえて、保証契約の適切な見直しを検討することが求められます。
(2)主たる債務者及び保証人における対応(借入れ側に求められる対応)
主たる債務者及び保証人が経営者保証なしで事業承継を希望する場合には、まず、ガイドライン4項の(1)に掲げる経営状態であることが求められます。要件を満たさない場合には、事業承継に先立ち要件を充足するよう主体的に経営改善に取り組むことが必要とされます。

②後継者との保証契約
後継者に対し経営者保証を求めるとは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求

めることは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求めるとは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求

めることは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求めるとは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求

めることは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求めるとは事業承継の阻害要因になり得ます。保証を求